



り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対しても課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

(第一条第一号の当該企業立地施設等に係る所得又は収入金額の計算方法等)  
第五条 第一条第一号の当該企業立地施設等に係るものとして計算した額、第一条第一号の当該復

興再生施設等に係るものとして計算した額、第三条第一号の当該特定事業活動施設等に係るものとして計算した額及び第四条第一号の当該新産業創出等推進事業施設等に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する小

電気事業（これに準ずるもの）を含む）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入額

C < B

A > C

A 福島県は、このすべての該当対象者（定事業者、准事業者、暫定事業者）又は該当対象

新産業創出認定事業者（以下この条において「当該対象認定事業者等」という。）に課する事業税の課税標準額を算定する場合における課税標準額の算定方法は、(1)～(3)のいずれかの方法によることとする。

B 税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額  
当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち企業立地施設等、復興再生施設等、特定事業活

動施設等又は新産業創出等推進事業施設等（以下この条において「対象施設等」という。）に係る固定資産の価額

C 当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が福島県内に有する事務所又は事業所の固定資産の面積

## 二 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

算式

$$\frac{A \times B}{C}$$

算式の符号	A
	福島県において当該対象認定事業者等に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額
C	当該新設し、又は増設した軌道のうち対象施設等による軌道の延長キロメートル数
B	当該軌道を新設し、又は増設した者が福島県内に有する軌道の延長キロメートル数
三	前二号以外の業種に係る所得又は収入金額

$$\frac{A \times B}{C}$$

（二号） 阿賀多第一号に於ける支那の航行の日（沙多において「坤ノ利活己工活ガ行日」といふ。）から施行する。

**第一条** (施行期日)  
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条中離島振興法第二十条

附 則（平成二十七年五月十七日総務省令第二号）の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行の日から施行する。  
この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行の日から施行する。  
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 C B  
る所得又は収入額  
当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係る従業者の数  
当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が福島県内に有する事務所又は事業所の従業者  
の数  
2 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税  
法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第十一項及  
び第十二項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例に  
よる。

A 算式の符号  
福島県において当該対象認定事業者等に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係

均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（附則第四条において「新沖縄省令」という。）第七条の規定、第十条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第十一条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定並びに第十二条の規定による改正後の地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（附則第五条において「新地域再生省令」という。）第三条の規定は、地方税法改正法施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、地方税法改正法施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和三年三月三一日総務省令第三二二号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

**第八条** 第八条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第五条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。